


令和5年4月 保育施設利用のてびき

一 次 利 用 申 込	受付期間 ○令和4年10月18日（火）～令和4年11月1日（火） 9時00分～17時00分まで ※10月22日（土）～23日（日）は窓口での受付はしていません。 ○次のいずれかの方は、令和4年11月25日（金）まで受付します。 ・令和4年10月7日（金）以降に転入・出生した児童 ・令和5年4月1日現在で各保育施設の保育年齢に達する見込みの出生予定の児童 ※出生予定の児童については、必ず事前に各区役所支援課へご相談ください。 ○申込内容に変更があった場合の提出期限 令和4年12月2日（金）
	利用可能人数 令和5年4月さいたま市保育施設利用可能人数(予定)は「さいたま子育てWEB (http://www.saitama-kosodate.jp/)」で公表しています。 
	申込方法 ①各区役所支援課または第1希望の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所 内保育事業所・家庭的保育事業所に申込書類を持参。 ※支所・市民の窓口での受付は行っていません。 ※保育施設では土日の受付は行っていません。 ※さいたま市以外の保育施設を希望する方はP.15を必ずご確認ください。 ②郵送 ※郵送受付についてはP.6を必ずご確認ください。 ③電子申請 ※電子申請についてはP.7を必ずご確認ください。
利用調整（選考）結果 ○利用調整（選考）結果は、郵送で通知します。 <u>結果に関するお問合せは、令和5年2月2日（木）からお答えできる予定です。</u> ※教育・保育給付認定決定通知書（P.1参照）は、申請日から30日以内に送付することになっており ますが、審査に時間を要するため、利用調整（選考）結果とあわせて送付を予定しております。	
二 次	<u>一次利用申込の受付期間に申込ができなかった方</u> ○受付期日 令和5年2月21日（火）まで（閉庁日を除く） ※申込に必要な書類（P.9～10参照）も上記期日までにご提出ください。 ※二次利用調整（選考）は、退所等により利用可能枠が生じた場合のみ実施します。 ※利用調整（選考）結果については、令和5年3月8日（水）からお答えできる予定です。
5 月 以 降	<u>令和5年2月21日（火）までに申込ができなかった方</u> →5月以降の利用調整（選考）対象となります。 ○受付期日 利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌閉庁日）

目 次

○保育施設とは	1
■教育・保育給付認定	1
■利用の事由と利用期間	2
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	3
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	3
■保育施設の選び方について	4
○申込・利用手続の流れ	5
■郵送受付について	6
■電子申請について	7
■4月の利用調整（選考）について	7
■5月以降の利用調整（選考）について	7
■育児休業を延長する場合の申込について	8
■地域型保育事業所・乳幼児保育所・定期保育を利用中の2歳児クラスのお子さんについて	8
■育成支援制度について	8
■医療的ケアが必要なお子さんについて	8
○利用申込について	9
■申込に必要な書類	9
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	10
■申込内容の変更	11
■申込の注意点	12
※記入例	13
■令和4年度・令和5年4月の保育施設利用申込を同時申請している場合	15
■さいたま市にお住まいの方がさいたま市外の保育施設等の利用申込をする場合	15
■さいたま市外にお住まいの方がさいたま市内の保育施設等の利用申込をする場合	15
■入所後の注意点	16
○よくある質問と回答	17
○利用者負担額について	19
■利用者負担額の算定方法について	19
■利用者負担額の軽減について	20
■時間外保育利用料について	21
■利用者負担額の納付について	21
■利用者負担額の切り替え時期について	22
■税制改正（市・県民税の税率変更）に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	22
■3～5歳児の給食費（主食費および副食費）の取扱いについて	22
○土曜の共同保育について	23
○さいたま市保育施設一覧	25
■西区 ■北区 ■大宮区 ■見沼区 ■中央区	～
■桜区 ■浦和区 ■南区 ■緑区 ■岩槻区	88
○ナーサリールーム・家庭保育室等一覧	89
○そのほかの保育制度のご案内	90